

茨城県行政書士会会則に基づく会員処分

氏 名：石橋 孝康

登録番号：第79110370

事務所名称：

事務所所在地：東茨城郡茨城町前田1065番地2

懲戒処分年月日：令和2年5月29日

懲戒処分の内容：訓告

懲戒処分の理由：石橋会員は、依頼人から業務を請負、かつ、事前に報酬を受領しているにも拘わらず、履行期限内に業務が完了せずとの苦情をこれまで数件受理し、依頼業務に対し誠実に対応すべく文書にて注意・指導を行ってきたところである。

にも拘わらず、相続手続きを依頼した方から完了の報告が無いとの苦情を受理し、苦情申出の事実を確認した。

よって、行政書士法第10条、茨城県行政書士会会則第66条第1項に違反。